

別表 3

(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れ
 や当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

- ・別表 1 の（ア）の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所（※ 3）

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 (千円)	単位	対象経費	補助率
通所介護事業所	通常規模型	268	事業所	<p>【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】</p> <p>① 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う 介護人材確保</p> <p>② 感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣</p> <p>のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>	<p>以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、府が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。</p>
	大規模型（Ⅰ）	342	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	445	事業所		
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		115	事業所		
認知症対応型通所介護事業所		113	事業所		
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282	事業所		
	大規模型（Ⅰ）	355	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	567	事業所		
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		13	定員		
訪問介護事業所		160	事業所		
訪問入浴介護事業所		169	事業所		
訪問看護事業所		156	事業所		
訪問リハビリテーション事業所		68	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所		102	事業所		
居宅介護支援事業所		74	事業所		
福祉用具貸与事業所		282	事業所		
居宅療養管理指導事業所		16	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所		237	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所		319	事業所		
介護老人福祉施設		19	定員		
地域密着型介護老人福祉施設		20	定員		

介護老人保健施設	19	定員		
介護医療院	24	定員		
介護療養型医療施設	21	定員		
認知症対応型共同生活介護事業所	18	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員 30 人以上)	19	定員		
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員 29 人以下)	18	定員		

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が※2の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。